

幸田町自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度 Q&A

	質 問	回 答
1	この補助制度は、いつからいつまで実施しますか？	令和3年4月1日から始まり、令和4年3月31日まで実施します。
2	補助制度が始まる前に(令和3年4月1日以前)購入した場合は補助対象になりますか？	補助の対象とはなりません。 令和3年4月1日以降に購入したものが補助対象となります。
3	申請の受付はいつから始まりますか？ また、土日祝日でも申請できますか？	申請受付の開始は、令和3年4月1日(木)です。 申請の受付は、役場開庁日のみとなります。土日、祝日及び年末年始の閉庁日につきましては、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。
4	どのタイミングで申請できますか？	ヘルメット購入後に書類を揃えて申請してください。 申請書類は、防災安全課の窓口又は町ホームページから入手できます。
5	ヘルメットを購入した後、申請するまでの期限はありますか？	購入した日から1か月以内又は年度内のどちらか早い期日までに申請してください。
6	申請に必要な書類は、どこでもらえますか？	防災安全課の窓口又は町ホームページから入手できます。
7	申請書の提出は、郵送でも可能ですか？	郵送も可能です。ただし、提出書類の紛失等のトラブルを回避するため、特定記録や簡易書留などをお願いします。 なお、令和4年3月31日必着としますので、ご注意ください。
8	申請は、代理の人が提出しても良いですか？	ご家族等にご提出していただいても結構です。ただし、申請者氏名の欄は補助対象者ご本人様に限ります。また、後日、ご本人様宛てに役場への請求書を送付いたしますので、ご提出いただきますようお願いいたします。
9	現在64歳です。65歳になってからでないと申請できませんか？	申請年度末日において満65歳以上になる方であれば、誕生日を迎える前でも申請できます。
10	当該年度末で年長児(6歳)ですが来年度から小学1年生(7歳)になります。補助金の対象となりますか？	当該年度末に7歳以上18歳以下又は65歳以上の方が対象となります。 そのため、当該年度末で年長児(6歳)は対象なりません。
	現在、町外に住んでいますが、近々幸	補助対象者は、申請日において、町内に住所を有

11	田町に引っ越す予定です。ヘルメットを購入すると補助対象になりますか？	し、住民基本台帳に記録されていることが条件となります。
12	最近、幸田町に引っ越してきました。前住地で自転車乗車用ヘルメットの補助を受けた場合、幸田町でも申請できますか？	前住地で補助を受けた場合は、幸田町では申請できません。
13	補助金は何回でも申請できますか？	補助対象者1人1回限りとなります。
14	補助金交付申請書は、申請者以外の記入や、パソコン入力しても良いですか？	申請者以外の記入やパソコン入力でも結構です。ただし、申請者は申請及び誓約書兼同意書をご確認いただき、申請者ご本人様が必ず様式内にご署名してください。
15	安全基準の認証が確認できる書類のコピー(保証書等)とは、どのページのコピーが必要ですか？	SG マーク、JCF マーク等(CE、GS、CPSC マークも可)の安全基準が確認できるページをコピーしてください。 その他、現物をご持参いただくか、ヘルメットの写真(SG マーク、JCF マークが分かるように撮影したもの)でも結構です。
16	どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	請求書を受理してから、おおむね1か月以内に振込む予定です。ただし、申請件数等により前後する場合があります。あらかじめご了承ください。
17	補助金は、現金で受取ることもできますか？	補助金は、申請者ご本人様名義に口座振込のみとなります。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者様に限りますので、他人名義の口座(ご家族含む)への振込みもできません。
18	ヘルメットを購入して補助金を受けたヘルメットをすぐに売却や譲渡等をする事は認められますか？	認められません。 補助金を受けたヘルメットは、購入日から1年間は使用してください。1年未満でヘルメットを処分(売却や譲渡等)したときは、補助金を返還していただく場合があります。
19	補助金を受け取った後、町外へ転出することになってしまいました。補助金は返還となりますか？	申請者ご本人様が引き続き使用していただければ、返還の必要はありません。ただし、売却や譲渡等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

問合せ

総務部防災安全課安全対策グループ(3階7番窓口)

TEL 6 2 - 1 1 1 1 (内線 3 7 2)

FAX 6 3 - 5 1 3 9